

教育長並びに教育委員会の事務局及びその所管に属する教育機関

人事委員会事務局

監査委員事務局

警察本部長並びに警察本部及び警察署

労働委員会事務局

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年10月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規程（昭和41年岩手県訓令第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(教育委員会の事務局等の職員に補助執行させる事務)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 教育委員会の事務局の職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>5 第1項及び第2項（第2号及び第7号から第15号までに限る。）に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(24) [略]</p> <p>6 [略]</p> <p>7 第1項第1号及び第2号並びに第2項（第7号から第15号までに限る。）に掲げる事務について、教育委員会事務局の学校教育室長及び総括課長（学校教育室長又は総括課長が直接事務を担当する場合に限る。）、課長並びに担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p>(教育委員会の事務局等の職員に補助執行させる事務)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 教育委員会の事務局の職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) いじめ問題対策連絡協議会に関すること。</u></p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>5 第1項及び第2項（第2号及び第8号から第16号までに限る。）に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(24) [略]</p> <p>6 [略]</p> <p>7 第1項第1号及び第2号並びに第2項（第8号から第16号までに限る。）に掲げる事務について、教育委員会事務局の学校教育室長及び総括課長（学校教育室長又は総括課長が直接事務を担当する場合に限る。）、課長並びに担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>

8 第1項第1号及び第2号並びに第2項（第7号から第15号までに限る。）に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室予算財務課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(17) [略]

9 [略]

10 第1項第1号及び第2号並びに第2項（第7号から第15号までに限る。）に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室学校施設課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(12) [略]

11 第1項第2号及び第2項（第7号から第15号までに限る。）に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室営繕担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) [略]

12 [略]

13 第1項第1号及び第2項第14号に掲げる事務について、教育委員会事務局生涯学習文化課文化担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(4) [略]

14 第2項第15号に掲げる事務について、教育委員会事務局生涯学習文化課世界遺産担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) [略]

15 第2項第7号から第13号までに掲げる事務について、教育委員会事務局スポーツ健康課施設・学校健康担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

16 第1項第2号並びに第2項第5号及び第6号に掲げる事務について、教育委員会事務局教職員課厚生福利担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(4) [略]

17 [略]

18 [略]

19 第1項第2号並びに第2項第7号から第12号まで及び第14号に掲げる事務について、教育長が指定する職員は、次の事項のうちあらかじめ教育委員会事務局教育企画室長が指定し

8 第1項第1号及び第2号並びに第2項（第8号から第16号までに限る。）に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室予算財務課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(17) [略]

9 [略]

10 第1項第1号及び第2号並びに第2項（第8号から第16号までに限る。）に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室学校施設課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(12) [略]

11 第1項第2号及び第2項（第8号から第16号までに限る。）に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室営繕担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) [略]

12 第2項第5号に掲げる事務について、教育委員会事務局学校教育室生徒指導課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) いじめ問題対策連絡協議会の庶務に関すること。

13 [略]

14 第1項第1号及び第2項第15号に掲げる事務について、教育委員会事務局生涯学習文化課文化担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(4) [略]

15 第2項第16号に掲げる事務について、教育委員会事務局生涯学習文化課世界遺産担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) [略]

16 第2項第8号から第14号までに掲げる事務について、教育委員会事務局スポーツ健康課施設・学校健康担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

17 第1項第2号並びに第2項第6号及び第7号に掲げる事務について、教育委員会事務局教職員課厚生福利担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(4) [略]

18 [略]

19 [略]

20 第1項第2号並びに第2項第8号から第13号まで及び第15号に掲げる事務について、教育長が指定する職員は、次の事項のうちあらかじめ教育委員会事務局教育企画室長が指定し

たものを専決することができる。

(1)～(4) [略]

たものを専決することができる。

(1)～(4) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成27年10月28日から施行する。